平成２２年（フ）第１１９号
茨城県日立市金沢町４丁目２番11号
債務者　鈴木みどりこと　送　　茵茵
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１２４号
茨城県日立市十王町友部1866番地
債務者　小笠原恵子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１２５号
茨城県高萩市大字安良川82番地鈴木アパート205号
債務者　鳥居塚伸予
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第７９号
茨城県つくば市高野台３丁目12番地41
債務者　大八木由里
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１８８号
茨城県つくば市谷田部6378　梅田方、住民票上の住所茨城県常総市小山戸町87番地２
債務者　上野　昌子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２０６号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野２丁目３番地12栗島住宅３号
債務者　宮本　次郎
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２１３号
茨城県土浦市乙戸南３丁目７番16号石塚住宅101
債務者　神保　孝正（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２１４号
茨城県石岡市泉町１番１―206号
債務者　伊藤真由美
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４０号
茨城県古河市本町４丁目14番14号　秋山ハイツ古河201号
債務者　吉井　直輝
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１４１号
茨城県古河市本町４丁目14番14号　秋山ハイツ古河201号
債務者　吉井奈美子（旧姓神林）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１４８号
茨城県結城市大字粕礼1099番地１
債務者　江原　幸彦
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１５０号
茨城県古河市坂間75番地１
債務者　森　　勝男
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１５２号
茨城県猿島郡境町陽光台１丁目１番地１　上小橋コーポ107
債務者　ヤスオ　アレクサンダー　ギボ　マルチンス
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１５６号
茨城県坂東市長谷2709番地71
債務者　髙橋　利夫
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１５７号
茨城県結城郡八千代町大字菅谷834番地19
債務者　阿部　頼秋
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１５８号
茨城県結城郡八千代町大字菅谷834番地19
債務者　阿部あや子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１６２号
茨城県古河市諸川804番地７
債務者　塚原　晴夫
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部